

---

2019年2月8日金曜日

国土交通省回答 事業評価について

○法律としては「行政機関が行う政策の評価に関する法律」があり、その第六条では、行政機関の長は、政策評価に関する基本計画を定めることとされています。

○これを受けて、国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」を定めており、その「個別公共事業評価」においては、「新規事業の採択時」や「事業採択後一定期間」としており、事業採択された事業毎に評価を実施することとしています。

# 行政機関が行う政策の評価に関する法律

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 政策評価に関する基本方針(第五条)
- 第三章 行政機関が行う政策評価(第六条—第十一条)
- 第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条—第十八条)
- 第五章 雑則(第十九条—第二十二条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)
- 二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。)並びに警察庁
- 三 各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。)
- 四 公害等調整委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

#### (政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

#### (政策評価の結果の取扱い)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

## 第二章 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策評価の実施に関する基本的な方針
- 二 政策評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策効果の把握に関する基本的な事項
- 四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
- 五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
- 六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
- 七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項
- 八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
- 九 その他政策評価の実施に関する重要事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4 総務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5

総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 行政機関が行う政策評価

#### (基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 政策評価の実施に関する方針

三 政策評価の観点に関する事項

四 政策効果の把握に関する事項

五 事前評価の実施に関する事項

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

十 政策評価の実施体制に関する事項

十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

#### (事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

#### (事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

#### (評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 政策評価の対象とした政策

二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三 政策評価の観点

四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策評価の結果

# 国土交通省政策評価基本計画

平成26年3月

国土交通省

#### イ 政策チェックアップ(実績評価方式)

省の主要な行政目的に係る政策目標、施策目標及び業績指標等をあらかじめ設定し、その業績を測定し、その達成度を評価する。政策チェックアップを全省的に実施することにより、成果重視の行政運営を推進するとともに、省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民に分かりやすく示す。

#### ウ 政策レビュー(総合評価方式)

実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する。特定のテーマについて掘り下げた政策レビューを実施することにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得る。

### (2) 政策の特性に応じた方式

上記 3 方式に加えて、政策の特性を踏まえ、個別公共事業、個別研究開発課題、規制及び租税特別措置等について、政策評価を実施する。

#### ア 個別公共事業評価(事業評価方式)

新規事業の採択時に実施する評価(新規事業採択時評価)、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業及び事業採択後長期間が経過している事業等について実施する評価(再評価)、及び事業完了後に実施する評価(完了後の事後評価)を実施する。

#### イ 個別研究開発課題評価(事業評価方式)

新規に研究開発を開始しようとする課題について実施する評価(事前評価)、研究開発期間が 5 年以上の課題及び期間の定めのない課題について 3 年程度を目安として実施する評価(中間評価)、及び研究開発が終了する課題について実施する評価(終了時評価)を実施する。

#### ウ 規制の事前評価(RIA)(事業評価方式)

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号。以下「行政評価法施行令」という。)第 3 条第 6 号で実施が義務付けられている規制の事前評価(RIA)を実施する。なお、基本方針 I 4カにおいて努力義務とされている規制の事前評価(RIA)については、実施に努める。

#### エ 租税特別措置等に係る政策評価(事業評価方式)

行政評価法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号並びに基本方針 I 4キに規定する租税特別措置等(国税における租税特別措置及び地方税における負担軽減措置等をいう。以下同じ。)に係る事前評価及び基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等に係る事後評価を実施する。

## 2. 石木ダム事業概要<目的・進捗状況>

### ○石木ダムの目的

#### ① 洪水調節

川棚川の治水基準点である山道橋地点において、基本高水流量 1,400m<sup>3</sup>/sを既設野々川ダムと石木ダムで1,130m<sup>3</sup>/sに調節するため、石木ダムでは治水容量 1,950,000m<sup>3</sup>を確保する。

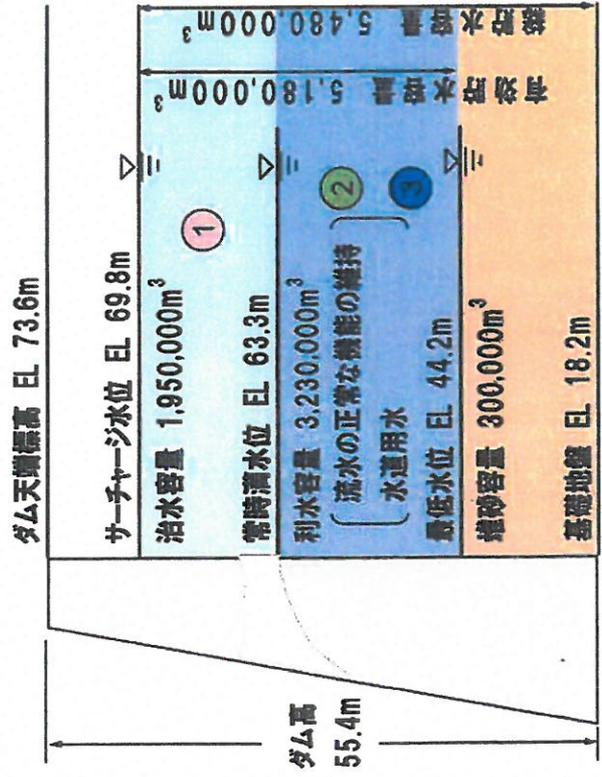
#### ② 流水の正常な機能の維持

現在使用している水道用水1日当たり22,500m<sup>3</sup>（うち佐保市 15,000m<sup>3</sup>、川棚町7500m<sup>3</sup>）、ダム下流の農業用水、河川環境を維持するための水源として、不特定容量 740,000m<sup>3</sup>を確保する。

#### ③ 水道用水の供給

佐保市の水道用水1日当たり40,000m<sup>3</sup>を確保するための水源として、新規利水容量2,490,000m<sup>3</sup>を確保する。

### ○貯水池容量配分図



### ○事業費

総事業費：285億円

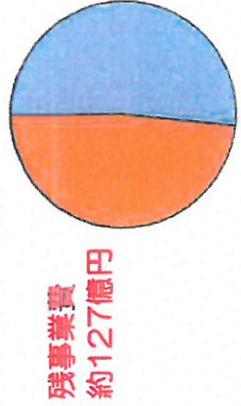
負担額：治水約185億円（1/2国土交通省補助）

利水約100億円（1/3厚生労働省補助）

平成26年度の事業費：15.0億円

平成27年度の事業費：9.3億円

### ○事業の進捗状況



平成26年度までに  
約55%の事業費を施行